

## 九戸村農林業振興対策（環境保全型作業道整備）事業実施要領

制定 令和 6 年 4 月 1 日

### （趣旨）

第1 適正な森林整備を推進し、森林のもつ公益的機能の維持増進を図るほか、持続可能で美しい森林づくりを目指す林業経営体の支援を目的とし、村長が適当と認める法人及び事業体が九戸村環境保全型作業道整備事業を行う場合に予算の範囲内で補助金を交付する。

これを実施するにあたっては、九戸村補助金交付規則（昭和35年規則第2号）及び当該年度毎に制定する九戸村農林業振興対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施する。

### （事業の内容）

第2 この環境保全型作業道整備事業（以下「事業」という。）は、岩手県森林整備事業の対象とならない村内の森林における間伐及び除伐に伴う作業道の整備について、村が補助金を交付する。

2 補助対象及び補助額については別表に定める。

### （事業実施主体）

第3 この事業の事業実施主体は、村長が適当と認める法人及び事業体とする。

### （交付の申請）

第4 交付金の交付を受けようとする者は、九戸村農林業振興対策（環境保全型作業道整備）事業交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業（変更・中止・廃止）計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 収支（変更）予算（精算）書（様式第3号）
- (3) その他村長が必要と認める書類

### （事業の変更等）

第5 事業実施主体は、次に掲げる変更をしようとするときは、村長に対し、九戸村補助金交付規則第6条の規定による書類を提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業に要する経費の30パーセントを超える増減
- (3) 事業の内容の変更

(帳簿等の整備保管等)

第6 事業主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保管期間は、事業の完了後5年間とする。

2 村長は、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

区 分	補助額	作業要件等
開設	1,500円/メートル	<ul style="list-style-type: none"><li>・幅員2.0m以上2.5m未満（カーブや退避箇所においてはこの限りではない）</li><li>・切取法高1.4m以下の直切り</li><li>・路肩を除く路体全体を概ね1m掘削し天地返しを行ったうえで締め固めたもの</li><li>・横断排水溝を概ね50m間隔で設置する等、十分な排水処理が講じられていること</li></ul>
路面整備	200円/メートル	<ul style="list-style-type: none"><li>・開設後5年を経過したもの（異常気象による災害の場合はこの限りではない）</li><li>・路面整正、草刈、排水施設土砂上げを含む</li></ul>
丸太組路肩補強工	700円/メートル	施工の必要性が認められる場合に限る
木製路面排水工	700円/メートル	施工の必要性が認められる場合に限る
洗い越し工	6,000円/1箇所	施工の必要性が認められる場合に限る